

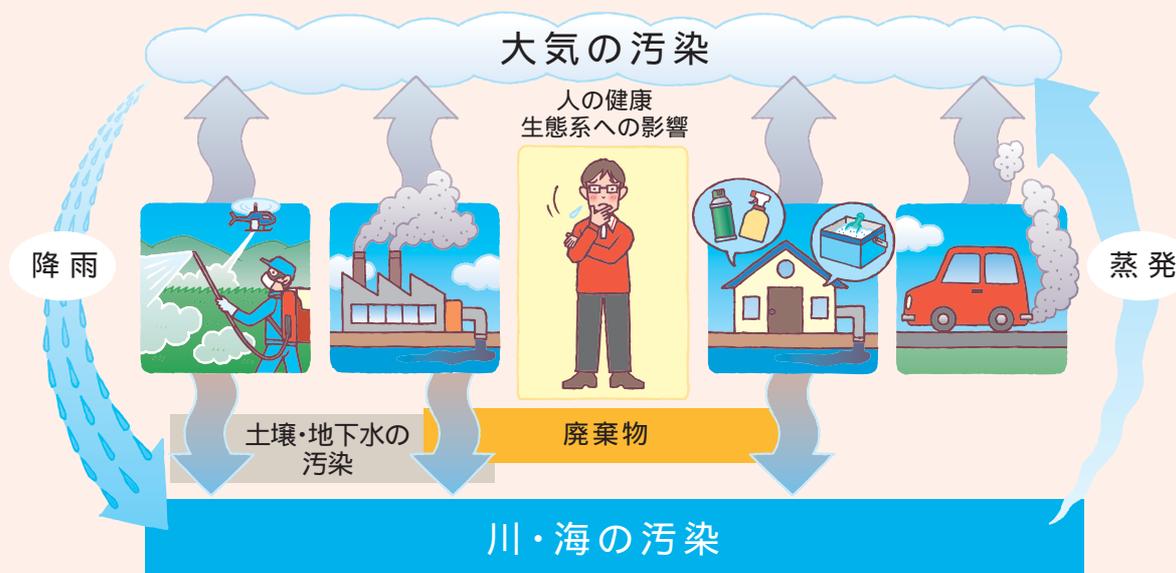
## 2 化学物質と環境汚染

環境中に排出された化学物質のなかには、大気汚染や水質汚濁の原因となったり、長期間にわたって土壌に蓄積したりすることで、生態系や人の健康に影響を及ぼすような環境汚染を引き起こすものもあります。

私たちはこれまでも化学物質によるいろいろな環境汚染を経験してきました。高度経済成長期には水俣病などの産業公害が深刻化し、1970年代以降は、生活排水による水質汚濁や自動車排ガスによる大気汚染など、都市型・生活型の公害が広がりました。その後、フロン等によるオゾン層の破壊や、PCBやDDT等の残留性有機汚染物質(POPs)による汚染など、問題は地球規模に拡大しています。また、ダイオキシン類や内分泌かく乱化学物質(いわゆる環境ホルモン)など、ごく微量で影響を及ぼすおそれのある化学物質の問題が関心を呼びました。

このように化学物質による環境汚染には、原因となる物質とその発生源、そしてどのような経路で環境に排出されるかによってさまざまなものがあります。

### 環境汚染の発生源と経路の概要



## 3 化学物質を管理する仕組み

化学物質による環境汚染を防ぐには、行政、企業、市民がそれぞれ立場に応じた役割を果たす必要があります。

例えば、行政は化学物質の製造や取り扱い、環境への排出などを法律によって規制や管理を行っています。企業は、規制を守ることはもとより、環境保全のための行動を自ら計画・実行・評価するなど自主的な取組を進めることも求められています。

市民には、毎日の暮らしの中で、化学物質を用いたさまざまな製品を必要以上に買ったり使ったりしないようにするなど適正な利用を心がけるほか、行政や企業による取組に目を向け、それを評価・支援していくことなども期待されています。

### 行政・企業・市民の役割

#### 行政

- ・化学物質の製造や取り扱い、販売の段階での規制  
(化学物質審査規制法、農薬取締法など)
- ・化学物質の一般環境への排出規制  
(大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法など)
- ・一般環境での化学物質による環境リスクの低減  
(土壌汚染対策法、廃棄物処理法など)
- ・化学物質の排出量等の届出による環境リスクの管理、削減の促進  
(化学物質排出把握管理促進法(化管法)など)

#### 企業

- ・法規制の遵守
- ・自主的取組  
(環境マネジメントシステム<sup>1</sup>の導入、レスポンシブル・ケア<sup>2</sup>など)

#### 市民

- ・身の回りの化学物質に関心を持つ。
- ・化学物質を用いた製品の適正利用を心がける。
- ・行政や企業の取組を評価、支援する。
- ・NGO・NPOによる問題提起、対策の提案

1. 環境マネジメントシステムについては、128ページを参照下さい。

2. レスポンシブル・ケアについては、127ページを参照下さい。

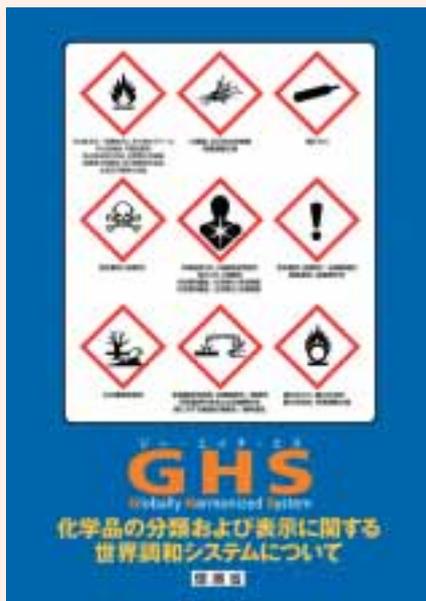
## 4. 化学物質に関する情報

化学物質への関心が高まっていることに対応し、最近、行政や企業、研究機関などから化学物質に関するさまざまな情報が提供されるようになってきています。

例えば、次章以降で詳しく紹介するPRTR制度によって、日本全国の工場などの「事業所」や「家庭」、「自動車」などから、1年間にどのような化学物質が、どれくらい排出されたかなどの情報が毎年公表されています。また、企業は、自社が取り扱っている原材料等に関して、どのような化学物質がどれくらい含まれているかをはじめ、その性質や取扱い方法などが記載された化学物質の情報シート(MSDS)を提供しています。

化学物質が使用されている多くの日用品などの製品には、含まれる化学物質の危険性や有害性、使用にあたっての注意などが書かれた表示があります。表示に関しては、我が国だけに限らず、世界的に統一されたルールに従って、化学品を危険有害性の種類と程度により分類し、その情報が一目でわかるよう、ラベルで表示したり、安全データシートを提供したりするシステムGHS(Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)の導入が今後世界的に進むと見られています。

これまで化学物質の管理や汚染の防止は、主に行政や企業に委ねられ、市民がそれに関わることはほとんどありませんでした。しかし、化学物質による環境の汚染を減らすには、行政や企業による対策だけでなく、家庭や地域での取組が不可欠です。「化学物質の話は難しくてよく分からない」と敬遠せず、日頃不安に感じていることや知りたいことについて、できる範囲で情報を入手することから始めてみてはどうでしょうか。



### 問い合わせ先

環境省 環境保健部  
 環境安全課(GHS担当)  
 Tel. 03-3581-3351(大代表)  
 Fax. 03-3580-3596  
<http://www.env.go.jp/chemi/ghs/>